

農家民宿における 危機管理マニュアル



令和7年9月
福島県南会津農林事務所



<目 次>

1	農家民宿で起こりうる事故について	
	(1) 農家民宿で想定される事故	・・・ 1
	(2) 安全管理の3ステップ	・・・ 2
	(3) 事故等が発生した際の準備・心構え	・・・ 3
2	屋内での事故の対策について	
	(1) 施設、設備による事故の対策	・・・ 8
	(2) 火災の対策	・・・ 8
	(3) 食品衛生に係る事故の対策	・・・ 10
	(4) 第三者の侵入による事故の対策	・・・ 13
	(5) 個人情報流出防止	・・・ 13
3	屋外での事故の対策について	
	(1) 移動、送迎時の事故の対策	・・・ 14
	(2) 体験活動時の事故の対策	・・・ 14
	(3) 生物による事故の対策	・・・ 15
	(4) 夏場の屋外体験活動における注意	・・・ 16
	(5) 冬場の屋外体験活動における注意	・・・ 16
4	自然災害時の対応について	
	(1) 地震発生時の対応について	・・・ 17
	(2) 異常気象発生時の対応について	・・・ 18
	(3) 自然災害発生時の避難について	・・・ 18
5	受入前チェックシート	・・・ 19

1 農家民宿で起こりうる事故について

(1) 農家民宿で想定される事故

農家民宿の営業中に想定される事故やトラブルについては、偶然引き起こされたものや人的なもの、軽微なけがから死亡に至るものまで多岐にわたります。

【農家民宿における屋内・屋外で想定される事故等の種類】

場所	要因	想定される事故
屋内	人的なもの	けが、持病による体調不良・死亡、宿泊者同士のトラブル、人為的な火災、窃盗 等
	施設・設備	施設・設備の損壊、盗難、故障、火事 設備の不良等によるけが、死亡 浴室での沈溺、ヒートショック 等
	食事	食中毒、アレルギー 等
	屋内体験によるもの	けが、死亡、火事 等
屋外	送迎、移動	交通事故、車両の故障、行方不明 等
	屋外体験によるもの	けが、死亡、体調不良（熱中症等）、体験施設の損傷及び故障、体験中の行方不明、第三者への加害 等

また、事故等における被害者は宿泊者のみではなく、農家民宿側であったり関係のない第三者であったりすることもあります。

「いつ、どこで、どのような事故が起こりうるか」、様々なケースを想定し、事前に発生を防げるような対策をするとともに、事故等が発生してしまった場合の対処法についてもあらかじめ理解しておきましょう。

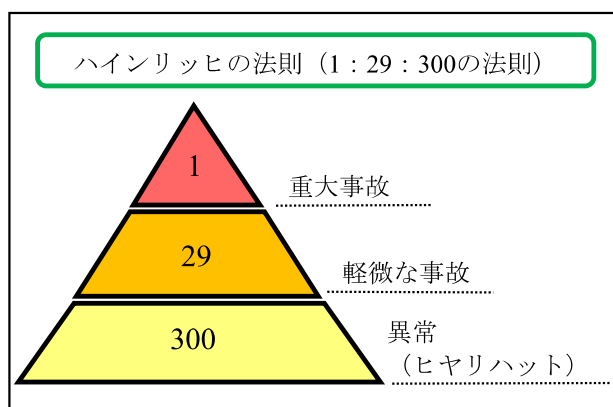
【安全衛生活動の用語「ヒヤリハット」】

ヒヤリハットとは、「ヒヤリとした」「ハッとした」など、危険な事態が発生したものの、幸い大きな事故には至らなかった現象のことです。

アメリカの損害保険会社に勤めていた安全技師のハインリッヒ氏が発表した法則に、「1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故があり、さらにその背後には300件の異常が存在する」という「ハインリッヒの法則（1：29：300の法則）」があります。

このうち300件の異常がヒヤリハットとなり、積み重なっていくことで重大な事故につながるリスクが高くなることを示唆していると言えます。

ヒヤリハットを「事故にならなくて一安心」として終わらせず、軽微な事故や重大な事故を未然に防ぐためにも、再発防止に努めましょう。



(2) 安全管理の3ステップ

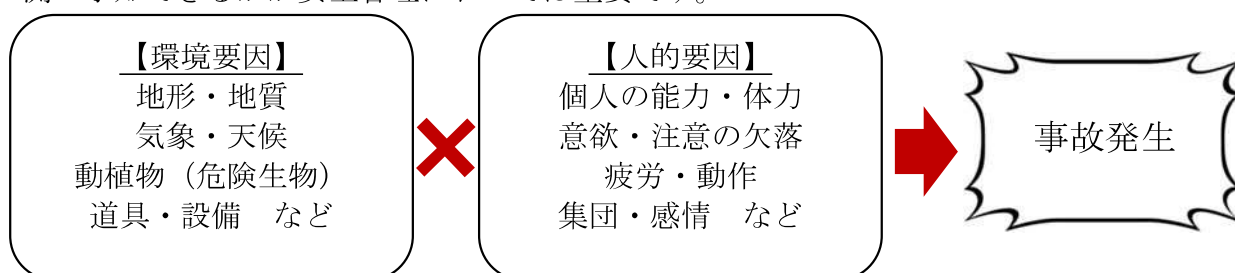
安全を考える際には、「予測と予知」「回避」「対策」の3ステップに分けて考えることが有効です。

この3ステップは、安全管理を考える時の順序でもあり、優先順位でもあります。

ア 予測と予知

事故の要因は、環境要因（地形、天候、動植物、道具など）と人的要因（能力や体力を超えた活動、意欲の低下、注意の欠落、疲労など）があります。

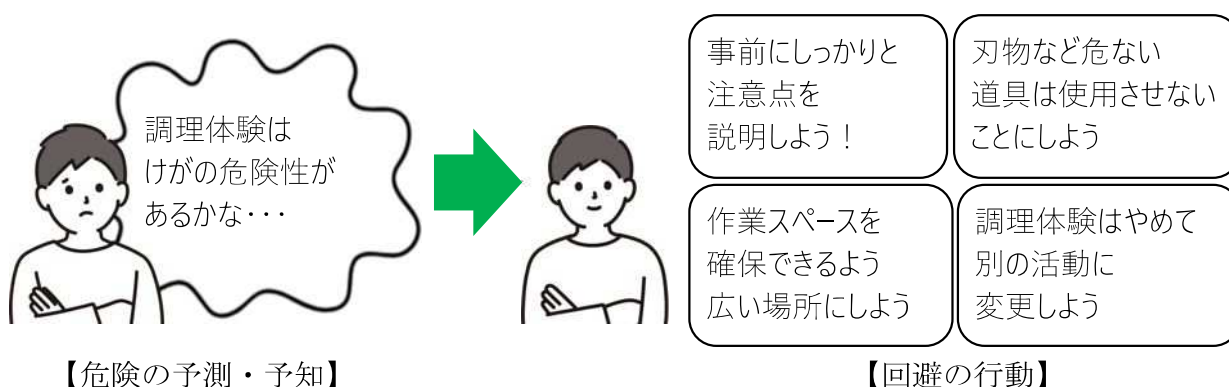
この二つが重なったときに事故が起るため、二つの視点をもっていかに危険性を予測・予知できるかが安全管理においては重要です。



イ 回避

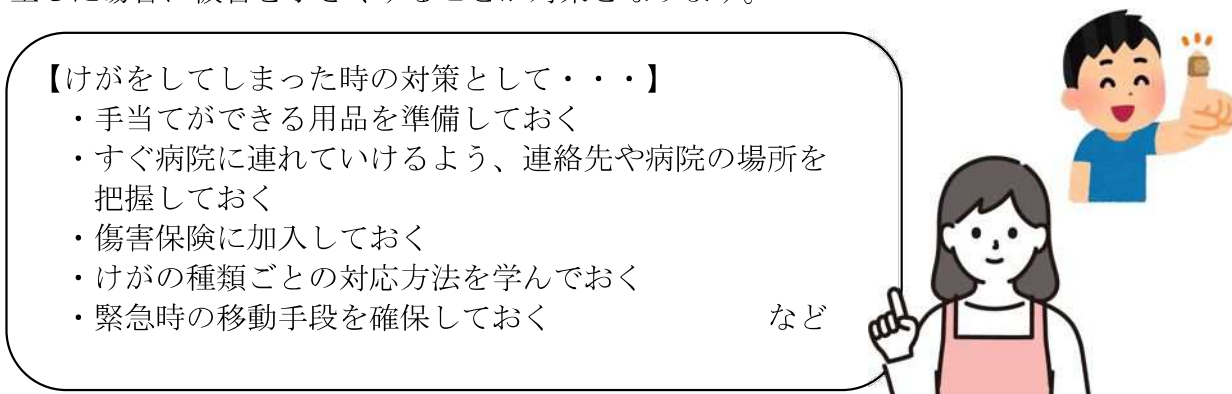
予測・予知した危険性に関して、その状況（事故）が発生する確率を下げる行動を回避といいます。

事故が発生しそうな要因を取り除く、場所や方法を変えるなどが回避にあたります。



ウ 対策

「予知と予測」「回避」を行った場合でも、事故が発生する可能性があります。そのため、事故が起こってしまったときにどうするかを考えておくことが必要となり、事故が発生した場合に被害を小さくすることが対策となります。



(3) 事故等が発生した際の準備・心構え

事故やトラブルが発生した際も冷静に対応するため、日頃から様々なケースを想定した準備をするとともに、対応の手順や緊急連絡先等についてまとめておきましょう。

また、日ごろから緊急時を想定した訓練の実施や、安全管理等に関する講習会への参加などを通して、事故発生時に対する意識を高めていきましょう。

ア 事故発生時の対応

万が一事故が発生した場合、その事故の被害状況の確認や応急処置、速やかな関係機関への連絡など、被害を拡大させないための迅速な処置が求められます。

以下の表やフローを参考に、処置の流れについて改めて整理しましょう。

【救急時の処置から連絡までの要点】

①周辺及び傷病者の観察	事故が発生した際、周辺の状況や傷病者の状態（症状、けがの状態等）を観察し、状況を把握する。 また、二次被害が発生しないよう必要な予防措置を行う。 なお、事故の発生した場所・状況などによっては、必要な措置後写真を撮影しておく。
②救急車の手配と応急処置	119番あるいは医療機関へ連絡し、事故が発生した時間や場所、状況等を伝え、応急処置の指示を仰ぎ対応する（素人判断で処置を行わない）。
③救急車到着までの対応	指示のあった応急処置を行い、救急車の到着を待つ。 傷病者に意識がある場合は、不用意に人を寄せ付けないなどの配慮をする。 救急車が到着した際にスムーズに誘導ができるよう準備をする。
④重大事故時の連絡	必要であれば保健所（食中毒が疑われる場合）や警察、消防署などの関係機関へ連絡を入れる。
⑤事故の記録	被害状況の連絡や保険会社への連絡に備え、事故発生時の日時、場所、負傷の程度、対応の状況など、必要最低限の事項について記録をする。 （次ページに事故の記録メモ（参考様式）あり）
⑥関係者への連絡	旅行会社や学校、受入責任者、緊急連絡先となっている番号などに連絡を行う。
⑦保険会社への連絡	緊急時の対応が一段落した段階で、保険会社へ事故が発生した旨を報告する。
⑧報告書の作成（必要がある場合）	⑤で作成した記録を基に、正式な報告書を作成する。

〈応急処置の注意事項〉

応急処置については、急病人やけが人を正しく救助して医師に引き渡すまでをいいますが、素人判断での処置は症状を悪化させる危険性があります。

救急隊などの指示を仰ぎながら、原則として医薬品の使用は避けて応急処置をしましょう。

また、事故現場は危険な状態であることが多いです。救助者は二次被害にあわないよう、可能であれば安全な場所に移動をし、救助者自身の安全を確保してから応急処置にあたるようにしましょう。



【参考様式】

事故発生時の記録メモ（コピーしてご活用ください）

事故発生日時	年 月 日（ ） 時 分
事故発生場所	
受入先農家民宿名	
事故の被害者名	
事故の内容 （具体的に）	
応急処置等の内容 （搬送された場合病院名）	
連絡対応	
原因	
結果、事後処理	
備考	

事故発生時の対応フロー図

事 故 発 生

まずは落ち着いて、けが人等の状況を確認する

- ・意識はあるか
- ・呼吸をしているか
- ・顔色、爪の色、皮膚の温度はどうか
- ・脈はあるか
- ・自分で手足を動かせるか
- ・出血の状態
- ・二次被害が想定されるか
- ・食中毒の可能性はあるか
- 想定される場合、安全を確保
- など

救急車を呼ぶべき場合
※場合によっては警察にも連絡

応急処置で済む場合

119番に連絡し、以下の情報を伝える

- ・いつ（事故発生の時刻）
- ・だれが（大人か子どもか、人数等）
- ・どこを（けがや症状の部位）
- ・どんな状態か（意識、呼吸、脈の有無、出血の程度など）
- ・場所（住所や目印となるもの）

- ・応急処置を行う（けがの洗浄・消毒、体調不良の場合休養を取らせる など）
- ・事故の記録メモに記入
- ・責任者等に報告

救急隊の指示に従い、到着を待つ
※応急処置ができる場合は指示通りに行う

経過をくまなく観察し、必要があれば病院へ連れていく

搬送後

- ・責任者等に報告
- ・事故の記録メモに記入
- ・関係者への連絡
- ・食中毒が疑われる場合、保健所への連絡
- ・保険会社への連絡

【責任者等への報告内容】

- ①発生日時
- ②発生場所
- ③事故内容
- ④事故者名
- ⑤受入農家名
- ⑥搬送病院名

イ 事故等に備えた準備

事故等が発生し、応急処置の必要が生じた場合に備え、救急箱などに応急処置に必要な物品を準備しておきましょう。

また、屋外での体験を行う場合は、事故を起こさないためにも基本的な備品等を準備をしましょう。

なお、市販薬であっても、医薬品を薬局や許可を受けた人以外が、金銭の授受の有無に関わらず他人へ授与すると、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）違反となります。

そのため、予約・打合せの段階などで、代表者の方などへ念のため必要と考えられる救急用の医薬品等の持参、特にアレルギー疾患等を持つ方が参加する場合は処方薬等があれば忘れずに持参するよう依頼してください。



必要と思われる備品の一例

救急箱	絆創膏、包帯、ガーゼ、消毒液、消毒綿、湿布薬、三角巾、ハサミ、ピンセット、体温計、添え木（骨折時の患部固定用）、ポイズンリムーバー（害虫等による毒の吸出し用） 等
屋外活動時の基礎用品	雨具、通信機器、軍手、筆記用具、ナイフ、なた、ティッシュペーパー、レジャーシート、ビニール袋、タオル、うちわ 等
事故発生時の記録用品	カメラ、事故記録用のメモ用紙、筆記用具 等
地域情報	地図、ルートマップ、緊急時連絡リスト 等

※屋外活動時の用品については、体験プログラムによって必要な用品が異なるため、あくまで一例です。



ウ 緊急時の連絡先について

事故等が発生した際、円滑に関係機関へ連絡ができるよう、警察（駐在所）や消防署、病院などの連絡先を事前に把握し、まとめておきましょう。

また、教育旅行を受け入れる際は、トラブルが起きた際の連絡先について旅行会社や学校関係者に確認しておきましょう。

まとめた連絡先は救急箱や屋外活動時の備品などと一緒に保管して、常に円滑な連絡ができるようにすることが推奨されます。



エ 宿泊者名簿について

宿泊者名簿については、旅館業法（第6条）で宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項（日本国内に住所を有しない外国人宿泊客の場合は国籍及び旅券番号）を記載し、保管することが義務付けられています。

宿泊者名簿は、感染症発生時の感染経路の特定や被害の拡大防止において重要な役割を果たします。

また、宿泊者名簿で情報を管理することが犯罪の抑止力となり、トラブルを未然に防げる効果もあるため、適切に宿泊者名簿を備え、管理しましょう。

なお、宿泊者名簿に記載されている内容は個人情報となりますので、第三者の手に渡ることのないよう適切な管理をお願いします。

宿泊者名簿は指定様式がありませんので、以下の参考様式をご活用ください。

【参考様式】 宿泊者名簿

宿泊者名簿	
氏 名	
住 所	〒
連絡先	自宅： 携帯：
国 籍 (日本国内に住所を有しない 外国人であるとき)	
旅券番号 (日本国内に住所を有しない 外国人であるとき)	
到着年月日	年 月 日 ()
出発年月日	年 月 日 ()
年 齢	歳

※福島県（福島市、郡山市及びいわき市を除く）における記載事項

宿泊者名簿は、旅館業法施行規則（第4条の2）に基づき、3年以上保管してください
電子データでの保管も可能です



2 屋内での事故の対策について

(1) 施設、設備による事故の対策

農家民宿の施設や設備では、子どもや高齢者、身体の不自由な方など、様々なお客様が来ることを想定した安全対策をすることが必要です。

また、利用者の方は建物の構造や動線に慣れていないため、転倒などの事故が起こりやすくなります。

バリアフリーの観点からも、なるべく段差はなくすこと、階段や大きな段差、湯船などには手すりを付けることを検討しましょう。

客室が2階以上になる場合、窓からの転落防止のために手すりや柵を設置することも必要です。

玄関部分や浴室は滑りやすいため、転倒事故が発生しやすい場所です。浴室はぬめりが発生しないよう清潔に保つ、玄関には滑りづらいようマットを敷くなど対策をしましょう。

設備の故障、不備による事故は経営者の管理責任が問われることもあります。日頃から施設内に危険な箇所がないかを確認するとともに、設備については適切なメンテナンスをし、耐久年数が超えた設備は更新するなどの安全対策をしましょう。



Memo

【家の中を周り、事故の危険性がありそうな場所を書き出しましょう】

(2) 火災の対策

火災は生命の危機や財産の喪失等の大きな被害を起こす可能性が高く、徹底した安全対策を行うことが必要不可欠です。

建物火災の原因の上位は人災によるものであることから、火の管理をすることはもちろん、お客様に対しても火の取り扱いについて注意を促すようにしましょう。

(参考) 令和5年における建物火災の原因(1～5位)

原因	件数	割合
(建物火災すべて)	(20,974件)	
こんろ	2,769件	13.2%
たばこ	1,925件	9.2%
電気機器	1,688件	8.0%
配線器具	1,310件	6.2%
放火	1,140件	5.4%

(出典：総務省消防庁 消防統計(火災統計))



【対策方法】

- ・ こんろ : 調理中は火のそばから離れない、使用後は確実に火を消す、こんろの周辺は常に整理する、油污れや魚焼きグリルなどはきれいに掃除する 等
- ・ たばこ : 建物内を禁煙とするか、他の宿泊者が受動喫煙とならない場所に設けた喫煙所以外は禁煙とする、吸殻の処理は適切に行う 等
- ・ 電気機器 : アイロンなどの発熱電化製品は使用後速やかにコンセントを抜く、コンセントが劣化していないか確認する、コンセントはしっかり差し込む 等
- ・ 配線器具 : たこ足配線を減らす、コンセント周りにほこりがないかチェックする、漏電がないか点検する、コードは束ねて使用しない 等
- ・ 放火 : 建物周辺に燃えやすいものを置かない、監視カメラなどの防犯設備を設置する、夜間の見回り 等



【火災発生時に備えて】

ア 消火設備等の点検

火災が発生してしまった際、適切に初期消火を行うことができるよう、消火器などの消火器具について適切に設置をするとともに、定期的な点検を行いましょう。

※民宿部分の面積が50㎡以下の場合、消火器具の設置は義務ではありません。

〈消火器の点検項目〉

- ・ 安全ピンは所定の位置についているか
- ・ 消火器本体のキャップは緩んでいないか
- ・ 容器がさびていたり、変形したりしていないか
- ・ ホースにつまりやひび割れはないか
- ・ 圧力ゲージつきのものについては、圧力を示す針が規定値内に収まっているか



イ 避難経路の状況確認

火災が発生してしまった際、適切に避難ができるよう、家具や荷物で避難経路を防ぐことのないように日ごろから整理をしましょう。

普段使用しない出入口を非常時用として使用する場合、扉は適切に使用できるか、冬場は積雪や凍結でドアが開かない場合がないかなどを定期的に点検することも必要です。

また、お客様が到着した際には非常口や避難経路の案内をしましょう。

ウ 火災発生時の対処法を理解する

火災発生時にどのような対処が必要かをあらかじめ理解しましょう。そのためには火災に関する講習会等に参加されることが推奨されます。

また、火災発生時には「初期消火」「避難誘導」「通報」の役割分担が必要であるため、共同経営者がいる場合は事前に役割を決めておくのも適切です。



Memo

【火災発生時における家庭内での役割を書き出しましょう】

(3) 食品衛生に係る事故の対策

食事の提供や共同調理を行う場合、食中毒やアレルギーなどの食品衛生に係る事故についても起こりうる可能性があります。

調理を担当する方については、食品衛生の講習会への参加などを通して食品衛生やアレルギーに関する基礎知識を身に着けることが事故の防止につながります。

ア 食中毒の防止

食中毒は毎日食べている家庭の食事でも発生しており、発生する危険性もたくさん潜んでいます。

次の6つのポイントに気を付けて、家庭内での食中毒を予防しましょう。



【食中毒予防6箇条】

①食品の購入

- ・生鮮食品(肉・魚・野菜等)は期限表示などを確認し、新鮮なものを購入しましょう。
- ・購入した食品は、肉汁や魚などの水分が漏れないよう、ビニール袋などにそれぞれ分けて入れ、持ち帰りましょう。
- ・冷蔵や冷凍など温度管理が必要な商品は、買い物の最後に購入しましょう。

②家庭での保存

- ・冷蔵や冷凍が必要な商品はすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持しましょう。
- ・肉や魚はビニール袋や容器に入れ、冷蔵庫内で肉汁などが他の食品につかないようにしましょう。
- ・冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう(目安は7割程度です)。
- ・肉、魚、卵などを取り扱う時は、取り扱う前と後に必ず手を洗いましょう。
- ・食品を流し台の下に保存する場合は、水漏れなどに注意しましょう。



③下準備

- ・作業の前や肉、魚、卵を扱った後は手を洗いましょう。
- ・生の肉や魚を切った包丁、まな板はよく洗浄しましょう。
- ・包丁、まな板は肉用、魚用、野菜用に使い分けましょう。
- ・ラップしてある野菜やカット野菜もよく洗いましょう。
- ・冷凍食品は料理に使う分だけを冷蔵庫や電子レンジを使用して解凍しましょう。
- ・一度解凍したものを再び冷凍する(解凍と冷凍を繰り返す)ことはやめましょう。



④調理

- ・調理の際は必ず手を洗いましょう。
- ・加熱調理する食品は中心部まで十分に加熱しましょう(75℃、1分以上)。
- ・調理を途中でやめるときは冷蔵庫で保管しましょう。
- ・電子レンジを使う場合は、適した容器やふたを使い、調理時間に気を付けましょう。
- ・熱の伝わりにくい物は、時々かき混ぜながら調理しましょう。

⑤食事

- ・食卓に付く前に手を洗いましょう。
- ・盛り付けは、清潔な器具を使い、清潔な手で、清潔な食器にしましょう。
- ・食品は室温に長く放置せず、早めに食べましょう。



⑥残った食品

- ・残った食品の保存は、清潔な器具、容器を使いましょう。
- ・残った食品は早く冷えるように、浅い容器に小分けして冷蔵庫に保存しましょう。
- ・残った食品を温め直す時も十分に加熱しましょう。（75℃以上が目安）
- ・時間が経ちすぎたり、ちょっとでも怪しいと思ったら、食わずに思い切って捨てましょう。



※厚生労働省 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

イ アレルギーへの対応

近年、食物アレルギーを持つ人の数は増加しており、全人口の1～2%（乳児に限ると約10%）の方が食物アレルギーを持っていると言われています。

対策として、予約があった際、事前にお客様へ食物アレルギーの有無について確認し、対象の原材料を使用しないよう準備をしましょう。

なお、食品表示法に基づく食品表示基準で表示を義務付けるもの（特定原材料）及び関係通知の中で表示を推奨するもの（特定原材料に準ずるもの）は下表のとおりです。

アレルギーがあることをお客様から事前に知らされていたにもかかわらず、該当の食品が含まれた料理を提供してしまった場合、民宿側に過失が問われることとなります。

事前に確認ができなかった場合もお越しいただいた際に確認し、アレルギーがある場合はその食材を使用しないよう従業員全員に共有してください。

使用する調味料等についても原材料を確認し、アレルギーとなる原材料が使用されていないものを使用するようにしましょう。

【食物アレルギー表示対象28品目】

特定原材料 8品目 〔義務表示〕	エビ、カニ、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）
特定原材料に準ずるもの 20品目 〔表示を推奨〕	魚介類：あわび、いか、いくら、さけ、さば 肉 類：牛肉、鶏肉、豚肉 果実類：オレンジ、バナナ、キウイフルーツ、もも、りんご、アーモンド、カシューナッツ、マカダミアナッツ その他：ごま、大豆、やまいも、ゼラチン



アレルギーの症状は皮膚症状をはじめ非常に多彩であり、人によって症状の度合いが異なるほか、同じ人でも摂取する量によって症状が変わります。

症状は分単位で極めて急速に進行するため、発症時には迅速な対応が求められます。

また、血圧が低下し意識障害を起こすなど重篤な全身性の症状をアナフィラキシーといい、急速に発現し最悪死に至る場合もあります。

お客様が食物を摂取した後に以下のような症状が出た場合はアレルギーの有無を確認し、緊急性のある症状が出た場合や症状が急変した場合は、ためらわず救急車を呼びましょう。



【アレルギーの主な症状】

皮膚の症状	じんましん、かゆみ、赤くなる
呼吸器の症状	のどが締め付けられる感じ、のどがむくむ感じ、声がれ、咳、ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）、息苦しさ
粘膜の症状	目：充血、かゆみ、まぶたの腫れ 鼻：くしゃみ、鼻水、鼻詰まり 口：口の中や舌の違和感、腫れ、のどのかゆみ
消化器の症状	腹痛、下痢、嘔吐
全身の症状	ぐったりする、意識がもうろうとする、意識がなくなる

(4) 第三者の侵入による事故の対策

令和5年度における侵入窃盗の件数は44,228件、侵入強盗の件数は414件となっており、前年度と比較してどちらも増加しています（出典：警察庁HP）。

そのうちホテル・民宿等を含む生活環境営業での発生は、侵入窃盗が全体の8.1%、侵入強盗が全体の10.4%を占めています。

第三者の侵入による被害は、お客様や経営者自身の安全や財産を脅かすことになります。近年は宅配業者を装うなど手口が巧妙化しているため、防犯に対する意識を高めるとともに、日ごろから防犯対策をして、第三者からの侵入を防ぎましょう。

なお、侵入手口の一番多いものは無施錠による侵入です。近くへ出かける場合でも扉や窓の施錠は徹底しましょう。



【侵入窃盗の防犯対策】

ドアの防犯対策	・補助錠を取り付ける ・ドアと枠の隙間をなくすガードプレートを取り付ける ・防犯性の高い部品（CP部品）に交換する ・外に出るときは必ず施錠する
窓の防犯対策	・サッシ等に補助錠を取り付ける ・防犯フィルムを貼り付ける ・シャッター、面格子等を取り付ける
泥棒を寄せ付けないために	・センサー付きライトや防犯カメラを設置する ・カメラ付きインターホンを設置する ・庭先に砂利を敷く →敷地内を歩くと音が鳴るため泥棒は嫌がります
日ごろからの心がけ	・戸締りは確実に！ ・合鍵を玄関周辺などに置いておかない ・侵入の足場になるようなもの（バケツ、脚立等）は置かない ・普段から挨拶、声掛けを行い、地域の目で犯罪を防止する

(5) 個人情報の流出防止

物理的な事故ではありませんが、お客様の個人情報の流出についても気を付けなくてはなりません。

宿泊者名簿に記載されている住所や連絡先等が第三者の手に渡り、悪用された場合、お客様が特殊詐欺等の標的になってしまう可能性があります。

個人情報に記載されているものについては、鍵付きの金庫やお客様が立入できない部屋などに保管し、第三者の目に触れないようにしましょう。

パソコン、タブレットなどで個人情報を管理している場合、盗難等による情報の流出を防ぐために、自宅外へ持ち出さないようにしましょう。

また、予約や予約者との連絡を電子メールで行ったり、インターネットに接続出来るパソコン・タブレット等で個人情報を管理している場合、情報の流出などを防ぐためにセキュリティ対策ソフトは必ず導入しましょう。

なお、営業の中で取得した個人情報は、利用目的を特定してそれ以外では使用しないようにしましょう。



3 屋外での事故の対策について

(1) 移動、送迎時の事故の対策

農家民宿の営業では、集合場所から民宿まで、民宿から屋外体験施設までなど、お客様の送迎に関して車両を使用することがよくあります。

農家民宿開業における規制緩和により、サービスの一環としてお客様を送迎する場合、道路運送法による許可が不要となりましたが、許可の有無に関わらず法令を遵守し、事故が発生しないよう注意して運転を行う必要があります。



もしも事故が発生してしまった場合はすぐさま警察や救急車を呼び、被害を最小限に抑えるために適切な対処をしましょう。

高齢となり、運転に不安がある場合は地域の方や近くの親戚等に協力を依頼することも一つの方法です。

また、軽トラックの荷台にお客様を乗せて走行する行為は、珍しい体験であるため喜ぶお客様もいるかもしれませんが、一部の場を除き道路交通法では違反行為となります。

事故が発生してしまった場合、保険に加入していても保険金が支払われない可能性が高いため絶対にやめましょう。

自家用車を使用する際は、自動車保険は有効期間内であるか、車検証の有効期間は切れていないかを確認し、適切な点検・整備をしたうえで使用しましょう。

(2) 体験活動時の事故の対策

農業体験や自然体験など屋外での体験活動は、お客様にとって慣れない環境や器具の使用等によって大きな事故やけがが起きる可能性があります。

事故を予防し、被害を最小限に抑えるための事前準備をするとともに、事故が発生してしまった場合の適切な対応について確認をしましょう。

【対策の手順】

①応急処置の知識取得と準備	引率者は、参加者が体験活動中に負傷することを想定し、応急処置に関する基礎的な知識の取得（講習会への参加等）と応急処置用の備品の準備が必要である。
②緊急連絡先の確認	体験の実施前に救急連絡先の確認と携帯電話等の連絡を取れる手段の確保が必要である。 電波の入りにくい場所で体験を行う場合、どこならば電波が入るのかを把握しておく。
③参加者の体調・体力の確認	慣れない環境にいると体調を崩しやすくなるため、参加者には前もって体調や体力を確認することが推奨される。 もし体調が優れない方や体力に不安がある方がおり、体験活動への参加が困難であると認められる場合は、理由を説明したうえで参加を断る。
④体験開始前の事前説明	屋外体験を始める前に、参加者へ切り傷等の軽傷から骨折等の重傷につながる事故が発生する危険性があることを説明し、注意と理解を促す。 ※参加者全員が揃い、耳を傾ける状態になってから説明を行う。
⑤備品等の準備	参加する体験プログラムに応じた備品を準備するとともに、各備品にどのような危険性があるかを説明する。 また、傷病時に備えて参加者には事前に健康保険証を準備させる。
⑥引率中の事故防止に対する配慮	移動中や休憩時など、引率者の目が離れた際に思わぬ事故が発生するケースが多いため、引率者が気を抜かずに参加者全員に対して注意を払い、また、参加者にも適宜注意を促すことが必要である。

(3) 生物による事故の対策

山の中などで体験活動を行う場合、蜂や蛇などをはじめとした毒を持った生物や、熊などの危険な生物との遭遇が想定されます。

危険な生物には近づかない、触らないことが原則となりますが、遭遇した場合や被害にあったしまった場合を想定し、適切な対応を知ることが重要です。

活動を行う地域にどのような生物がいるか、どのような特徴があるか、毒の種類や手当の方法などを書籍や有毒生物に詳しい人々から学び、被害の回避や被害時の適切な対応につなげましょう。



【主な危険生物の種類と対策等】

熊	・目撃情報がある場所にはなるべく近づかない ・基本的に人を避けるため、熊鈴をはじめとした音の出るものを携帯しこちらの存在を知らせる ・もしも熊と遭遇してしまった場合は、落ち着いて向き合ったまま後ろにゆっくり後退するなど、静かにその場から立ち去る ・走ったり大声を出したり、死んだふりなどはNG
スズメバチ	・刺されると全身の蕁麻疹、口の周りや舌の腫れ、胸の圧迫感や胃腸症状が出ることもある ・重篤な場合、アナフィラキシーショックを起こす可能性がある ・ショック症状がある場合は10分以内に毒の吸出し器（ポイズンリムーバー）などで毒を吸い出し、すぐに救急車を呼ぶ（口で毒を吸い出すことはNG） ・ショック症状がない場合は毒を吸い出した後患部を水洗いし、抗ヒスタミン系の塗布薬を塗る
マダニ	・潜んでいる葉の裏などから皮膚に咬みつки、吸血をする ・保有するウイルスが体内に侵入し、病気になることがある ・咬まれてすぐは指で離すこともできるが、離れない場合はクリーム等を塗り、テープで覆って窒息させる ・咬まれてから1日以上経過した場合は皮膚科で除去してもらう ・長袖長ズボンを着用し、皮膚が出ないようにして対策する
ヤマビル	・雨上がりや雨中に活発に活動する ・血液の凝固を妨げる「ヒルジン」という物質を出すため、吸血された傷跡から血が止まらなくなる ・人によっては1ヶ月近くかゆみが止まらなくなる ・咬まれた場合は無理に引っ張らず、忌避剤や虫よけスプレーをかけて落とす ・傷口からヒルジンなどの成分を絞り出してから水で洗い流し、抗ヒスタミン系の塗布薬を塗り止血効果のある絆創膏を貼る
毒ヘビ (マムシ、ヤマカガシ)	・基本的には大人しいため、見かけたら近づかないことが重要 ・咬まれた場合はすぐに病院に行き治療を受ける ・草むらや茂みに生息するため、足元をよく見ながら気を付けて進む
その他の有毒生物	蛾、ムカデ、アブ、ブユ、毛虫、蚊 など

もし有毒生物の被害にあってしまったことを想定し、毒の吸出し器（ポイズンリムーバー）を携帯しておくことが推奨されます。

なお、応急処置をした後は必ず医師の診察を受けるようにしましょう。

また、生物だけではなく有毒な植物についても注意が必要です。

ウルシなどは触るとかぶれるため、山の中に入る場合は長袖長ズボンを着用し触らないように注意しましょう。



（４）夏場の屋外体験活動における注意

○川遊びでの注意

夏場の屋外体験では川遊びも候補に含まれますが、南会津地方の川は夏でも水温が低く、長時間の川遊びでは低体温症を招く恐れがあります。

参加者の体調をよく確認しながら、遊びの時間や休憩時間を適切に設定しましょう。

また、流れが急な川があるため、遊ぶ場所は水深がひざ下程度の安全な場所を選ぶとともに、救命胴衣などを着用しましょう。



○熱中症の予防

近年の気温上昇により、夏場の屋外体験は熱中症の危険性が高くなっています。

夏場に屋外へ行く際は、十分な水分補給や適切な塩分補給を行い、こまめな休憩をとることが予防につながります。

そのため、屋外での体験の際では水分・塩分補給ができる飲料や塩タブレットなどを携帯するようにしましょう。

もし参加者が熱中症の症状を訴えた場合や、自身の体調が悪くなった際には速やかに風通しの良い日陰や涼しい屋内に移動し、水分や塩分を補給しましょう。また、氷やアイスパックなどを頸部、脇の下、脚の付け根などに当てて体を冷やすことも効果的です。

意識障害など重篤な症状がある場合や症状が改善しない場合は、ためらわず救急車を呼ぶなど医療機関への搬送を行いましょう。



（５）冬場の屋外体験活動における注意

○屋根からの落雪による事故の予防

雪かきや雪遊び体験など、冬場に屋外で体験活動を行う場合は、屋根から落ちた雪やつららによる事故が発生する可能性があります。参加者には軒下など危険な場所に近づかないようアナウンスをするとともに、必要に応じロープを張るなどして立入ができないような工夫をしましょう。

○凍結した路面への注意

冬場の屋外では路面が凍結し、転倒のリスクが高くなります。参加者には雪道の歩き方として、歩幅を小さくすること、足の裏全体を使って歩くことなどを伝えましょう。

玄関などに凍結防止剤を散布し、転倒の防止に努めることも有効です。

また、送迎を行う場合は路面凍結による事故の可能性も高くなります。運転の際は冬タイヤの状態を確認したうえで、時間に余裕をもって出発するようにしましょう。



4 自然災害時の対応について

自然災害発生時は自身の安全を第一に確保しながら、お客様の不安を増大させないように落ち着いて迅速かつ適切な対応をすることが求められます。

そのため、いつ発生するかわからない地震や台風、強風、落雷などの自然災害に備え、お客様の安全を守るために日頃から緊急時に必要な資材の準備や対応マニュアル等の整備をする必要があります。

災害が起きた場合を想定し、どのように初期対応や避難誘導等の具体的な行動をするかをシミュレーションしましょう。

【日ごろからできる自然災害に備えた準備チェックリスト】

□防災グッズの用意	基礎的な防災グッズと合わせて、経営者の安全確保用のヘルメットや災害対応記録用の用紙、筆記用具などについてもあらかじめ用意する 防災グッズは定期的に確認し、電池切れや備蓄用食料の賞味期限切れがあった場合は適宜交換する
□家具等の固定	地震が発生した際に家具などが倒れ、けがをする可能性や避難経路がふさがれる恐れがあるため、固定できる家具についてはあらかじめ固定するとともに、極力高い場所に落ちやすい荷物を置かないようにする
□災害時の連絡体制確認	災害時の緊急連絡先等について確認するとともに一覧としてまとめておき、電話の近くに掲示する
□宿泊者リストの作成	災害が発生した際安否確認ができるよう、宿泊者のリストを日々作成するようにする
□初期対応の役割分担	共同で経営する家族等がいる場合、災害発生時の役割分担についてあらかじめ決めておく
□燃料元の管理	プロパンガスや石油タンクの利用がある場合は、災害時の状況に応じ元栓を閉める操作ができるようにしておく
□防災マップ（ハザードマップ）の見易いところへの掲示	農家民宿及び体験活動を行う場所の想定される災害と避難所の位置をいつでも確認出来るようにしておく

（１）地震発生時の対応について

地震による災害は一次災害と二次災害の二つがあります。

一次災害は地震そのものによる地すべり、山崩れ、液状化現象による地盤の崩壊や建築物の倒壊・損壊などが挙げられ、二次災害は地震による火災や津波の発生、危険物の流出やガス・電気・上下水道等の断絶などが挙げられます。

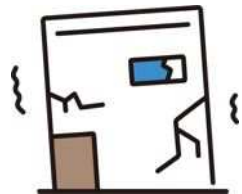
地震が発生した際、まずは経営者自身の身の安全を確保するようにしましょう。

固定のされていない家具から離れる、もしくは机の下などに入り落下物から身を守ることが重要です。

揺れが収まった後は二次災害である火災を防ぐために火の始末をしましょう。

その後、お客様の安否確認と合わせて、施設の損壊・倒壊の危険性や火災が発生する可能性があるかを確認したうえで避難させるかどうかの判断をしましょう。

避難をする場合はスムーズに対応できるよう、あらかじめお客様へ避難口の位置などを案内しておくことが望ましいです。



(2) 異常気象発生時の対応について

台風・暴風・豪雨・豪雪・洪水・落雷などの異常気象による自然災害についても、被害を最小限に抑えるための対策が必要です。

日ごろから天気予報などをチェックし、気象に対する意識を持つとともに、悪天候が想定される場合は屋外での体験活動を中止することも視野に入れましょう。

なお、豪雨の際の土砂崩れ、河川の氾濫等や暴風による建物損壊、豪雪後の気温上昇に伴う雪崩の危険性など、異常気象による自然災害にも二次災害の危険があります。

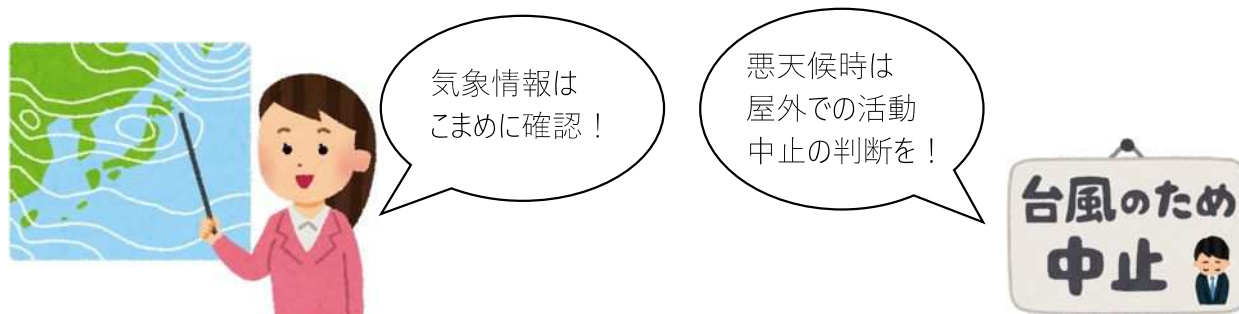
住んでいる地域ではどのような災害が想定されるか、また、災害が発生した際にどのような対応をすればよいかなどの知識を身に着けるようにしましょう。

天気予報をチェックした場合でも、近年のゲリラ豪雨などの局地的な異常気象は想定がしづらいこともあります。

屋外での体験の際は天気に関する情報が収集できる媒体（スマートフォン、ラジオ等）を携帯し、天候の急変がないか適宜注意を払いましょう。

屋内においても停電や上下水道の断絶に備え、懐中電灯やラジオなどの電気を使わない家電、飲料水をはじめとした水の確保などをしましょう。

異常気象が発生した際は気象情報について正確に把握し、お客様へ情報を提供することで不安の解消に繋げることが重要となります。



(3) 自然災害発生時の避難について

自然災害が発生し、避難の必要が生じた際に備えて、自宅や屋外での体験活動場所から最寄りの避難場所についてあらかじめ調べておきましょう。

避難場所について調べる際は自治体の情報を参考にし、最寄りの一次避難場所のほかに自治体が指定する避難所についても確認しましょう。

また、避難所までのルート調べておくとともに、実際にそのルートを歩いてみて距離や時間を計測し、急な勾配がないかや周辺の環境についても確認してみましょう。



Memo

【最寄りの避難先とそこまでの距離、所要時間を記録しましょう】

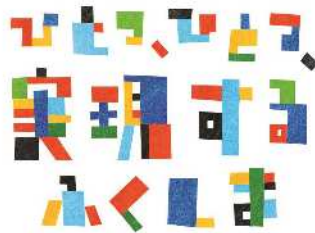
5 受入前チェックシート

受入前に本チェックシートで現状を確認しましょう。

なお、本チェックシートはコピーして使用し、受入のたびにチェックをしましょう。



【 年 月 日受入用 (チェックした日: 月 日) 】	
確認項目	チェック欄
玄関先は整頓されていますか（履物などが散乱していないか）	☐
玄関マットは濡れて滑りやすい状態になっていないですか	☐
破損している設備や、けがの危険性がある箇所はありませんか	☐
家の中の清掃は行き届いていますか（ほこり、カビ、ごみ等）	☐
家の中に不快な臭いはありませんか（生ゴミ、カビ、たばこ等）	☐
廊下や階段に不要なものを置いていませんか（避難経路が確実に確保されているか）	☐
トイレは清潔な状態ですか（便器・床・壁などに汚れはないか、不快な臭いはないか）	☐
トイレットペーパーやティッシュペーパーは用意されていますか	☐
ゴミ箱、汚物入れは設置されていますか	☐
洗面所や浴室は清潔な状態ですか（汚れ、ぬめり、カビ等はないか）	☐
寝具は受入人数分が揃っており、清潔ですか	☐
カーペット、座布団などは清潔ですか	☐
台所（調理所・食卓）は清潔に保たれ、整理整頓がされていますか	☐
食器や調理器具は清潔なものを用意していますか	☐
食材は適切に保管がされていますか（温度管理が適切にされているか、消費期限は切れていないか）	☐
手指消毒用の石鹸、アルコールは設置されていますか	☐
宿泊者のアレルギー情報は確認できていますか	☐
懐中電灯など、災害用の備品は常備されていますか	☐
体温計、絆創膏、氷枕など急病時の備品は常備されていますか	☐
ライターや薬品など、危険物が手の届くところに置かれていませんか	☐
窓の鍵は破損しておらず、確実に施錠がされるなど防犯対策は十分にできていますか	☐
緊急時の連絡先は整理され、目の届く場所に保管されていますか	☐
宿泊者台帳は適切に整理され、個人情報の流出対策はできていますか	☐
送迎用の車は整備・清掃などができていますか	☐
送迎用の車の車検や任意保険は有効期間内ですか	☐



作成

福島県南会津農林事務所

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

TEL : 0241-62-5252

HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36250a/>



南会津農林事務所
公式Instagram



南会津農林事務所HP

